

# 東川町議会基本条例構成

## 前文

### 第1章 総則

第1条（目的） 第2条（基本理念）

### 第2章 議会運営及び議員活動原則

第3条（議会の運営原則） 第4条（議員活動の原則）

### 第3章 町民との情報共有・町民参加の促進

第5条（町民と議会との関係）

### 第4章 議案及び政策の審議等

第6条（町長等と議会及び議員の関係）  
第7条（町長による政策等の形成過程の説明）  
第8条（予算及び決算における政策説明資料の要求）  
第9条（議決事項の追加）

### 第5章 議会機能の充実強化

第10条（議長及び副議長志願者の所信表明）  
第11条（委員会及び全員協議会の活動）  
第12条（議会事務局の体制整備） 第13条（議員研修の充実強化）  
第14条（議会広報及び公聴の充実） 第15条（災害等発生時の対応）

### 第6章 議員の定数・報酬・政治倫理

第16条（議員定数及び報酬） 第17条（議員の政治倫理）

### 第7章 最高規範性及び見直し手続き

第18条（最高規範性） 第19条（見直し手続）  
第20条（その他）

# 東川町議会基本条例逐条解説

## 目 次

前 文	3～4
第1章 総則（第1条—第2条）	
第1条（目的）	4
第2条（基本理念）	4
第2章 議会運営及び議員活動原則（第3条—第4条）	
第3条（議会の運営原則）	5
第4条（議員の活動原則）	5～6
第3章 町民との情報共有・町民参加の促進（第5条）	
第5条（町民と議会との関係）	6～7
第4章 議案及び政策の審議等（第6条—第9条）	
第6条（町長等と議会及び議員の関係）	7～8
第7条（町長による政策等の形成過程の説明）	8
第8条（予算及び決算における政策説明資料の要求）	8～9
第9条（議決事項の追加）	9～10
第5章 議会機能の充実強化（第10条—第15条）	
第10条（議長及び副議長志願者の所信表明）	10
第11条（委員会及び全員協議会の活動）	10～11
第12条（議会事務局の体制整備）	12
第13条（議員研修の充実強化）	12
第14条（議会広報及び公聴の充実）	13
第15条（災害時の対応）	13
第6章 議員の定数・報酬・政治倫理（第16条—第17条）	
第16条（議員定数及び報酬）	13～14
第17条（議員の政治倫理）	14
第7章 最高規範性及び見直し手続き（第18条—第20条）	
第18条（最高規範性）	14
第19条（見直し手続）	15
第20条（その他）	15

## 前 文

東川町議会(以下「議会」という。)は、町民によって選ばれた議員(以下「議員」という。)により構成された合議制の機関であり、同じく町民によって選ばれた町長とともに二元代表制の下、緊張関係を保ちながら町民の負託と信頼に応える重要な役割と責任を負っています。

議会において、時代に合った町民が求める議会のあり方を目指すとき、「町民に開かれた議会」と「議会への町民参加」を促進するとともに、議会としての政策立案能力を高めていくことが重要な課題となっています。

議会は、正確な情報を町民と共有するための積極的な情報公開を行うとともに、多様化する町民の意思を的確に把握し、政策提言を行うための仕組みづくりを実現する必要があります。

議決機関として、執行機関に対する監視及び評価機能を発揮するため、議員間で公平かつ適正な議論を尽くすとともに、議決責任を強く認識し、真の地方自治の実現を目指し、写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例（平成27年条例第18号）の示す基本理念の確立に向け、積極的に役割を果たします。

町民に開かれた議会として活動理念を明らかにし、自ら継続的に議会改革に取り組むことにより、町民の福祉の増進及び公平かつ公正な町政の発展を図ることを決意し、ここに議会の最高規範として、「東川町議会基本条例」を制定します。

### 【趣 旨】

地方議会の趣旨を踏まえ、町民が求める議会が進むべきあり方を確認し、町議会がこの条例を制定する決意を述べています。

### 【解 説】

平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担が制度上明確化され、地方公共団体の自己決定権が拡大するとともに自己責任の原則が徹底されることとなりました。

議会は、町民を代表する議事機関として、町の政策を決定する権限及び行政監視の権限を有する意思決定機関です。地方分権の進展により、その役割はこれまで以上に重要となってきています。

自治体が自己決定と自己責任において、住民福祉の向上と協働のまちづくりを実現するための使命が課されています。そのために、議会は、町民に開かれた議会を推進し、議会運営及び議員活動の基本的方針を定め、町民の期待に応えられる議会を確立するため、議会基本条例を制定するものです。

### 【用語解説】

合議制：複数の人により構成され、合議（相談・協議）により、その意思が決定される制度をいいます。（⇔独任制）

住民自治：その地域の住民の意思に基づいて地方行政の運営が行われることをいいます。

二元代表制：地方自治体において、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。

## 【憲法・地方自治法関係条文】

※日本国憲法第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

※日本国憲法第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

※地方自治法第1条

この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

※地方自治法第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

(目的)

第1条 この条例は、議会の運営及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、町民と共に進む使命感と活力にあふれた議会をめざし、安心して生活ができる豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

### 【趣 旨】

東川町議会基本条例を制定する目的について定めています。

### 【解 説】

条例の目的は、議会運営と議員活動の基本的事項を明文化することにより、この条例の最終目的が、豊かなまちづくりに寄与するためにあることを規定しています。

### 【町の関係条例等】

- ・写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、町民の代表としての自覚を持ち、その負託と信頼に応え、公平かつ適正な議論を尽くすことにより、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

2 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映されることを目的に議員個々の資質を高め議会機能の強化並びに活性化に取り組みます。

### 【趣 旨】

議会としての基本的な姿勢や考え方について定めています。

### 【解 説】

町政は、町民に選ばれた議員で構成する「議会」と「町長」の機関で運営されます。

議会は、その役割を十分認識し、地方分権にふさわしい地方自治の本旨を実現することを目指します。

(議会の運営原則)

第3条 議会は、前条の基本理念に基づき公正性、透明性及び信頼性を重視し、開かれた議会運営を推進します。

2 議会は、自由闊達な議論を通じて、町民に分かりやすい議会運営に努めます。

**【趣 旨】**

公正、公平な議会運営の維持を基本とし、合議体である議会の活動を明確にしたものです。

その基本原則として、2つの項目を挙げています。

**【解 説】**

議会は、町民から選ばれた議員で構成され、二元代表制の原則に基づき、もてる権能を駆使して責務を果たす使命があり、議決機関として議案等の審議に十分な議論を行い、町民にわかりやすい議会運営に努めることを規定しています。

**【町の関係条例等】**

- 写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例
- 東川町議会定例会条例
- 東川町議会会議規則（別紙）

(議員の活動原則)

第4条 議員は、全体の奉仕者であって、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動します。

2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由討議を推進し、合意形成に努めます。

3 議員は、町政における課題全般について多様な町民の意思を把握し、政策立案並びに政策提言の強化に努めます。

**【趣 旨】**

議員が、町民の代表者として、町民全体の利益のために活動することを定めています。その基本原則として、3つの項目を挙げています。

**【解 説】**

日常の議員活動においては、地域などの個別的な課題に取り組むことも現実問題としてありますが、議員は公選で選ばれた町民全体の代表者であり、奉仕者です。このことを認識して活動をしなければなりません。

議会には、行政に対するチェック機関としての役割があり、様々な行政課題に対して政策提案していくことも重要な責務です。そのためには、議員間の自由闊達な議論を行う中で、諸課題に対する論点を整理し、合意形成に努め、政策提案につなげるべきであること。

また、議員は議会活動を通じて、町民の声を町政に反映させる役割を担っていることから、常に町民の声や地域の課題に耳を傾け、公平な判断や長期的展望を持って研究や調査を行い、政策立案能力を高めることなど議員の活動原則を規定しています。

## 【用語解説】

自由討議：現在、本会議においての議会の審議は、主に町側（執行部）に対し、質疑を行っています。議員相互間の活発な討議により審議を行い議会の意思決定をするべきとの考えから、議員同士が議案等について自由に討議することをいいます。

招集：地方公共団体の議員を議会や委員会に集合を求めることをいいます。国会の場合は召集といいます。

## 【町の関係条例等】

- ・写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例
- ・東川町議会政務活動費の交付に関する条例
- ・東川町議会政務活動費の交付に関する規則

### （町民と議会との関係）

第5条 議会は、情報公開に努め、議会の議決及び運営について、その経緯や理由等を町民に説明する責任を果たし、町民と意見交換する機会を確保するよう努めます。

2 議会は、すべての会議を原則公開とし、傍聴の自由及び会議録の公表に努めます。

3 議会は、傍聴者に審議に用いる議案及び資料を支障のない範囲で提供します。

4 議会は、町民と意見交換の場を多様に設けるため、各種団体との懇談会、町民を対象とした懇談会などを行います。

5 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、議会の討議に反映するよう努めます。

6 議会は、請願及び陳情等を町民による政策提案と位置付け、その審議並びに調査にあたっては、必要に応じて提出者の意見を直接求めるよう努めます。

## 【趣 旨】

議会は、町民に対し、その有する情報を積極的に発信するとともに、様々なかたちで町民との意見交換の機会を持つなかで、その説明責任を果たし町民の専門的な知識や考え方を取り入れることにより、政策形成や政策提言につなげていく事を定めています。

## 【解 説】

議会が町民に果たすべき重要な責任は、情報公開によって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を果たすことであり、身近な議会、開かれた議会の構築をするため、秘密会を除く会議を原則公開とし、会議傍聴者に会議の内容を明らかにするため、議案・資料等を審議に支障のない限り提供するものとします。

「町民との意見交換の場」として、町内の各種団体との意見交換、地域を限定せず直接、町民に対して議会の活動状況を報告し、町政に関する情報を提供するとともに、町民の意見を直接聞く貴重な機会として、懇談会を実施することを規定しています。

なお、懇談会の開催時期、内容などは、団体や情勢を勘案して決めます。

議会は適切な討議を行うため、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて法に基づく参考人制度〔法第109条第6項〕や公聴会制度〔法第109条第5項〕を十分活用していくことを規定しています。

議会に請願及び陳情書等が提出された場合、所管する委員会に付託して審査することを基本としています。委員会は、提出者の願意を把握するため、意見を聴取することを規定しています。

※解説中の「法」とは、地方自治法をさします。

### 【用語解説】

参考人制度：委員会が、案件の調査または審査のために必要と認めるときに出頭を求め、参考人から意見を聴くために設けられた制度です。

公聴会制度：予算等重要案件の審査をする際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くために設けられた制度です。

請願：議会に対し特定の事項に関して事情を述べ、適当な措置を取ってもらうよう文書で要求することです。ただし、議員の紹介が必要となります。

陳情：議会に対し特定の事項に関して事情を述べ、適当な措置を取ってもらうよう文書で要求することです。陳情については、議員の紹介が不要です。

### 【地方自治法関係条文】

第109条第5項（第4条解説）

常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

第109条第6項（第4条解説）

常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

### 【町の関係条例等】

東川町議会傍聴規則

（町長等と議会及び議員の関係）

第6条 町長、執行機関の長及び職員（以下「町長等」という。）と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持し、事務執行の監視と評価を行うとともに政策立案や政策提言を通じて、よりよい町政の発展に向けて取り組みます。

2 本会議における議員と町長等の質疑並びに一般質問は、一問一答方式又は一括方式で行います。

3 議長から会議への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び提案に対して、論点・争点の明確化等を図るため、必要な範囲内で反問することができます。

### 【趣 旨】

議会と町長が互いに緊張感を持ち、議会の審議や審査をするため、考え方や運用等を明確にし、その基本原則を定めています。

### 【解 説】

本会議での議案審議の質疑応答は、議員による質問の趣旨を明確化し、議論の論点をより深め、町民の傍聴に際しても、より理解が深まるよう「一問一答方式」又は「一括方式」とし、一般質問も同様とします。

また、質疑・質問を行う議員に対しても、その質疑・質問の内容に責任を持たせるため、町長等から議員に対して反問する権利を認め、町長等と議員間に緊張感を確保するものです。

### 【用語解説】

一般質問：議員が、東川町の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただし、または報告、説明を求め疑問を明らかにするために行うことです。また、一般質問は定例会のみすることができます。

### 【町の関係条例等】

東川町議会会議規則（第61条～第62条の2）

（町長による政策等の形成過程の説明）

第7条 議会は、町長が提案する政策等（計画、政策、事業等）については、次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう説明を求めます。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参加の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、政策等の妥当性が高まるよう審議に努めます。

### 【趣 旨】

議会が意思決定の職責を果たすため、審議に必要となる説明及び資料の提出を求めることについて定めています。

### 【解 説】

政策水準の向上と議会審議における、公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、「政策等を必要とする背景」から「将来にわたる効果及び費用」までの説明を受けることにより、提出される政策に対する妥当性が高まるようにしています。

### 【用語解説】

総合計画：東川町の基本方針や主要な施策が示された最上位計画であり、地域・行政に関わる総合的な計画です。

（予算及び決算における政策説明資料の要求）

第8条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、施策又は事業等の区分により政策の説明資料を作成するよう求めます。

2 議会は、予算編成の基礎となる総合計画の進行管理について、報告を求めます。

### 【趣 旨】

町の政策説明資料の要求について定めています。

### 【解 説】

予算や決算の審査においても、前条の趣旨に準じた分かりやすい説明資料を作成するよう規定しています。

また、総合計画の進行状況についても、報告を求めることとします。



(議決事項の追加)

第9条 議会は、議会の監視機能上の必要性和町長の政策執行上の必要性を比較検討のうえ、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件の追加を町長等と協議することができます。

2 前項の議決すべきものに関する事項は、別に定める「東川町議会の議決すべき事件を定める条例」に基づくものとします。

**【趣 旨】**

議会は、議事機関としての責任を果たすため、議決すべき事件を別の条例に追加して定めています。

**【解 説】**

法第96条第1項では、議会で決定しなければならない議決事件を規定していますが、第2項では、それら以外に条例で議会の議決すべきものを定めることができるという規定になっています。

この議会基本条例では、議会と町長等が透明性の高い責任を共に担うために、現在条例に規定されているもののほか、新たに議決事項とする追加項目については、町長等と協議できることを規定しています。

本町の場合は、「東川町議会の議決すべき事件を定める条例」で規定されているため、追加項目があれば本条例ではなく別に定めることとします。

**【地方自治法関係条文】**

※第96条(第8条解説)

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項

に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に關すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に關すること。

(15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

※第96条2項（第8条条文）

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

#### 【町の関係条例等】

- ・東川町議会の議決すべき事件を定める条例
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（議長及び副議長志願者の所信表明）

第10条 議会は、議長及び副議長の選出にあたり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けることができます。

#### 【趣 旨】

町民に開かれた議会づくりの観点から、議長及び副議長の職を志願する者に所信を表明する機会を設けるものです。

#### 【解 説】

所信表明をせず選挙することは、町民に開かれているとは言いがたいため、議長及び副議長の職を志願する者は、その意思を明確にする必要があります。そのため、所信表明を行うこととしています。

（委員会及び全員協議会の活動）

第11条 委員会は、それぞれの目的に応じ、事案の専門性、特性を考慮の上、適切に設置するとともに、所管事務調査及び付託事件の審査、調査の充実を図り、その機能を十分発揮します。

2 委員会は、前項の審査・調査及び町政の課題に適切かつ迅速に対応するよう努めます。

3 全員協議会は、町政及び議会運営上の重要な課題等について、議員間の自由な討議を行い、意見の統一を図るよう努めます。

## 【趣 旨】

委員会及び全員協議会の適切な運営に関することを定めています。

## 【解 説】

委員会は、議会の一定部門の事務に関する調査、審査をする実質的な機関です。したがって議会のもつ政策立案・監視機能を十分働かせるためには、委員会活動が重要な意味を持つこととなります。

議会の機能を十分に発揮させるため、委員会が町政の諸課題を能動的に取り上げ、法第109条第4項に規定されている所管事務調査を積極的に活用して、閉会中も継続して調査を行い議会としての意見を集約するため、迅速に対応するものと規定しています。

全員協議会は、町政全般にかかわる事項や、議会の運営に関する事項などを協議するため、全議員で行う会議です。

この会議は、一般に町政に関する重要な事件や町議会内部の事項について報告・協議するため、必要に応じて開かれます。

## 【用語解説】

所管事務：その委員会の部門に属する東川町の事務に関するものです。

総務文教常任委員会⇒企画総務課・保健福祉課・税務課・交流促進課・写真の町課・東川スタイル課・文化レクリエーション課・診療所及び教育委員会に関する事務、その他、他の常任委員会に属さない事務

産業建設常任委員会⇒定住促進課・産業振興課・都市建設課・農業委員会に関する事務  
付託事件：審査のため、議長の職権または議会の議決によって常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に付託された事件のことです。

## 【地方自治法関係条文】

※地方自治法第109条（第1項から第4項まで抜粋）

普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

※地方自治法第100条（第12項抜粋）

⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

## 【町の関係条例等】

東川町議会委員会条例

東川町議会会議規則

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案、調査を補助するため、議会事務局の組織体制の充実及び機能強化に併せて、議会図書の実充も図るよう努めます。

2 議長は、事務局職員の任用に際して、行政からの独立した機関としての機能を向上させるように努めます。

**【趣 旨】**

議会の政策立案等の議会活動を効果的に支援するため、事務局機能強化及び体制強化について定めています。

**【解 説】**

議会事務局は、総務事務・議事事務・情報調査事務・法制事務・広報事務等の一連の業務を処理していますが、これらの業務を行う議会事務局機能の強化を図ることで、議会及び議員の活性化の一助とするものです。

**【参考】**

- ・東川町議会事務局設置条例
- ・東川町議会事務局規定
- ・東川町議会文書管理規定
- ・東川町議会公印規定
- ・東川町議会の所管に係る東川町情報公開条例施行規程
- ・東川町議会の所管に係る東川町個人情報保護条例施行規程
- ・東川町議会表彰規定

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成並びに立案能力の向上に資する研修の充実強化を図ります。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、議員研修会を積極的に開催し、町政課題を広い視点から捉えるため、他の地方公共団体事例等を調査研究する機会を設けるように努めます。

**【趣 旨】**

議会の政策形成能力の向上のため、議会や議員は、常に研修や研究を重ねることを定めています。

**【解 説】**

議員研修の様子は様々ですが、最終的には町民福祉の向上に資されるべきものです。基本的に研修は、議員自らが調査研究を深めることにより、幅広い知識、能力の向上が期待される場所ですが、研修をより効果的に行うため、併せて議会での研修を規定するものです。

議会としての審議能力を高め、議会の活性化に資するために、議員研修の充実強化を図ろうとするものです。

(議会広報及び公聴の充実)

第14条 議会は、議会、委員会及び議員の活動や議案審議の内容等について、町民へ定期的に周知します。

2 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から公表するとともに、町民からの意見及び要望等を聴取し、その内容と対応について情報提供します。

3 議会は、情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を積極的に活用します。

**【趣 旨】**

町民に議会を理解していただくため、広聴広報機能の充実について定めています。

**【解 説】**

本条例の第4条で情報公開を規定していますが、議会等の活動、審議内容、町政の情報及び町民からの広聴内容について、その情報を町民に提供しますが、情報を提供する手段は、町民との対話・議事録公開・広報誌・防災無線・議会ホームページなどがあります。情報技術の発達を踏まえ、町民ニーズに応じた広報の充実に努めることを規定しています。

多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持っていただけよう広聴・広報活動に努めます。

(災害等発生時の対応)

第15条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、町長等と連携し、町民生活の安定及び維持に努めます。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

**【趣 旨】**

災害等発生時における議会及び議員の基本的な対応を定めています。

**【解 説】**

議事機関として、迅速な意思決定と多様な町民ニーズの反映に資するという議会の機能を的確に維持する必要があります。

(議員定数及び報酬)

第16条 議員定数及び報酬の改正に当たっては、町政の課題、将来の展望及び町民の多様な意見を十分に考慮します。

2 議員の定数に関する条例改正は、議員が提案するよう努めるものとし、その理由について説明責任を果たします。

3 議員報酬の改正は、東川町特別職報酬等審議会の答申を尊重するほか、議員が提案する場合は、改正理由を付して提出します。

**【趣 旨】**

議員定数、議員報酬を定めるに当たっての基本的な考え方について定めています。

**【解 説】**

議員定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮し、町民の意向を把握しながら総合的に判断しなければなりません。その改

正は、町民の直接請求や町長が提案する場合を除き、議会が自己決定するよう努め、改正案の提出に当たっては、総合的な検討に基づいた明確な理由を付し、町民に対する議会の説明責任を明記しました。

なお、議員定数の基準は、町の人口、面積、財政力、事業課題並びに類似自治体の議員定数と比較検討することが想定されます。

議員報酬の改正については、報酬審議会の答申を尊重するものでありますが、必要に応じて議会自らが改正案を提出する場合は、定数の改正と同様、総合的に判断することとします。

#### 【地方自治法関係条文】

※地方自治法第91条（抜粋）

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

#### 【町の関係条例等】

- ・東川町議会の議員の定数を定める条例
- ・議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

#### （議員の政治倫理）

第17条 議員は、町民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、町民の代表として、良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努めます。

#### 【趣 旨】

議員は高い倫理性が求められることを自覚し、行動することを定めています。

#### 【解 説】

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純にできないものの、議員の責務を正しく認識し、その使命の達成に努め、常に町民全体の利益実現を目指すものであり、例えば、①議員の地位を悪用した不正な口利き②金品の授受③町が行う許認可、請負その他の契約に関し個人又は特定の企業団体のために有利な取り計らいなどしない④町職員等の採用に関し、関与してはならない等、町民に疑惑を与えない行動を規定しています。

#### （最高規範性）

第18条 この条例は、議会の運営と活動における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定しません。

#### 【趣 旨】

議員議会の基本となる条例であり、議会における最高規範であることを定めています。

#### 【解 説】

この条例が、東川町議会における議会運営と議会活動の根本を定めたものであることを明確にし、全てに優先する条例であることを規定しています。

(見直し手続)

第19条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証します。

2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じます。

**【趣 旨】**

本条例の検証及び見直し手続きについて定めています。

**【解 説】**

この条例の検証方法とその結果を受け、必要に応じて本条例改正を含めた適切な対応措置を講じることを規定しています。

この条例の改正は、全ての議員の合意形成に努めることとします。

**【用語解説】**

議会運営委員会：円滑な議会運営を期するために、議会運営全般について協議し、意見調整を図るために設置された委員会です。

**【町の関係条例等】**

東川町議会委員会条例

(その他)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

**附 則**

この条例は、令和 年 月 日から施行します。